

# 非正規労働者問題 交流集会

報告

## 県内の非正規労働者労働条件調査の報告

日時

6月26日(火) 18時30分

場所

岡山県労会議会議室

(岡山市北区春日町5-6) 086-221-0133

非正規労働者（有期雇用契約者）には通勤手当が出ない、あるいは正規と比べて大きな差がある、こうした職場が少なくありません。しかし、労働契約法 20 条（4 月施行）により、労働条件について合理的な理由のない格差は禁止されました。

とりわけ「通勤手当や食堂の利用などについて、正規と非正規で労働条件を相違させることは、特別の理由がない限り認められない」とされました。通勤手当は誰でも正規と同一の基準でもらえるのです。今年4月からの労働契約法改定による、契約5年以上の無期契約への転換義務への対応で前進を勝ち取っている組合もあります。

岡山県地域人権問題研究集会第4分科会＝労働の運営委員会有志が、研究会をつくり、こうした実態を交流し、前進をめざします。アンケート調査にご協力いただき、是非ご参加ください。

